

# 烏城公園石山地区整備及び管理運営事業

PFIに関する実施協定書（案）

令和8年4月

岡山市

## P F I に関する実施協定書（案）

- 1 事業名 烏城公園石山地区整備及び管理運営事業
- 2 事業場所 岡山市北区丸の内二丁目、石関町地内
- 3 事業期間 本協定の締結日から令和●年●月●日まで
- 4 契約代金額 金●円  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金●円)
- 5 契約保証金 第9条に記載のとおり

上記の事業について、岡山市（以下「市」という。）と、代表団体●●、PFI設計企業●●、PFI建設企業●●及びPFI工事監理企業●●（以下総称して「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正なPFI実施協定（以下「本協定」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

なお、本協定は仮契約として締結されるものであり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づく岡山市議会の議決を得たときは、これを本契約とする。ただし、岡山市議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となり市は損害賠償の責めは負わない。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

(市)

(代表団体)

(PFI設計企業)

(PFI建設企業)

(PFI工事監理企業)

# 目 次

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| <b>第1章 総 則</b> .....           | <b>1</b> |
| 第1条 (目的及び用語の定義) .....          | 1        |
| 第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重) .....    | 1        |
| 第3条 (本件業務の概要) .....            | 1        |
| 第4条 (本事業の日程) .....             | 1        |
| 第5条 (費用負担及び本件業務の資金調達) .....    | 2        |
| 第6条 (第三者の使用) .....             | 2        |
| 第7条 (許認可、届出等) .....            | 2        |
| 第8条 (第三者に生じた損害) .....          | 3        |
| 第9条 (契約の保証) .....              | 3        |
| 第10条 (解釈及び適用) .....            | 4        |
| 第11条 (責任の負担) .....             | 4        |
| 第12条 (臨機の措置) .....             | 4        |
| 第13条 (保険の付保等) .....            | 5        |
| 第14条 (要求水準の変更等) .....          | 5        |
| 第15条 (モニタリングの実施) .....         | 5        |
| <b>第2章 事業対象地の使用</b> .....      | <b>6</b> |
| 第16条 (事業対象地の使用) .....          | 6        |
| 第17条 (契約終了時の取扱い) .....         | 6        |
| 第18条 (事業対象地等の契約不適合責任) .....    | 6        |
| <b>第3章 設計業務</b> .....          | <b>6</b> |
| 第19条 (事前測量・調査業務) .....         | 6        |
| 第20条 (設計業務の実施) .....           | 7        |
| 第21条 (設計業務の進捗状況の確認) .....      | 7        |
| 第22条 (基本設計図書及び実施設計図書の提出) ..... | 7        |
| 第23条 (募集要項等又は実施設計図書の変更) .....  | 8        |
| <b>第4章 建設業務</b> .....          | <b>8</b> |
| 第24条 (建設業務の実施) .....           | 8        |
| 第25条 (建設業務計画書及び工程表の提出等) .....  | 9        |
| 第26条 (近隣対応・対策業務) .....         | 9        |
| 第27条 (市による説明要求及び建設現場立会い) ..... | 10       |
| 第28条 (工期の変更) .....             | 10       |

|            |                            |           |
|------------|----------------------------|-----------|
| 第29条       | (工期の変更による費用負担)             | 10        |
| 第30条       | (工事の中止等)                   | 11        |
| 第31条       | (事業者による完成検査)               | 11        |
| 第32条       | (引渡し検査)                    | 11        |
| 第33条       | (PFI対象施設の引渡し)              | 12        |
| 第34条       | (建設業務完了時の市に対する届出)          | 12        |
| 第35条       | (PFI対象施設の引渡し遅延による費用負担)     | 12        |
| 第36条       | (契約不適合責任)                  | 13        |
| <b>第5章</b> | <b>工事監理業務</b>              | <b>14</b> |
| 第37条       | (工事監理業務の実施)                | 14        |
| 第38条       | (工事監理計画書及び業務完了報告書等の提出)     | 14        |
| <b>第6章</b> | <b>サービス対価</b>              | <b>14</b> |
| 第39条       | (サービス対価の支払)                | 14        |
| 第40条       | (賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更)   | 15        |
| 第41条       | (前金払)                      | 15        |
| 第42条       | (保証契約の変更)                  | 17        |
| 第43条       | (前払金の使用等)                  | 17        |
| 第44条       | (部分払)                      | 17        |
| 第45条       | (債務負担行為に係る契約の特則)           | 18        |
| 第46条       | (債務負担行為に係る契約の前金払の特則)       | 19        |
| 第47条       | (債務負担行為に係る契約の部分払の特則)       | 20        |
| 第48条       | (第三者による代理受領)               | 20        |
| 第49条       | (前払金等の不払に対する工事中止)          | 20        |
| <b>第7章</b> | <b>契約の解除</b>               | <b>20</b> |
| 第50条       | (市の任意解除権)                  | 20        |
| 第51条       | (市の催告による解除権)               | 21        |
| 第52条       | (市の催告によらない解除権)             | 21        |
| 第53条       | (市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)   | 22        |
| 第54条       | (事業者の催告による解除権)             | 22        |
| 第55条       | (事業者の催告によらない解除権)           | 23        |
| 第56条       | (事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) | 23        |
| 第57条       | (解除に伴う措置)                  | 23        |
| 第58条       | (市の損害賠償請求等)                | 24        |
| 第59条       | (談合等の不正行為に係る違約金)           | 25        |
| 第60条       | (事業者の損害賠償請求等)              | 25        |

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第8章 表明・保証及び誓約</b> .....                                    | <b>26</b> |
| 第61条 (事業者による事実の表明・保証) .....                                   | 26        |
| 第62条 (事業者による誓約) .....   | 26        |
| <b>第9章 法令変更</b> .....   | <b>26</b> |
| 第63条 (通知の付与及び協議) .....  | 26        |
| 第64条 (法令変更による増加費用・損害等の扱い) .....                               | 27        |
| 第65条 (法令変更による解除) .....  | 27        |
| <b>第10章 不可抗力</b> .....  | <b>27</b> |
| 第66条 (通知の付与及び協議) .....  | 27        |
| 第67条 (不可抗力による増加費用・損害等の扱い) .....                               | 28        |
| 第68条 (不可抗力による解除) .....  | 28        |
| <b>第11章 その他</b> .....   | <b>28</b> |
| 第69条 (公租公課の負担) .....  | 28        |
| 第70条 (設計図書及び完成図書の著作権) .....                                   | 28        |
| 第71条 (著作権の侵害の防止) .....  | 29        |
| 第72条 (特許権等の使用) .....  | 29        |
| 第73条 (秘密保持) .....   | 29        |
| 第74条 (条例等の適用) .....   | 30        |
| 第75条 (請求、通知等の様式その他) .....                                     | 30        |
| 第76条 (遅延利息) .....   | 30        |
| 第77条 (協議) .....   | 31        |
| 第78条 (準拠法) .....  | 31        |
| 第79条 (管轄裁判所) .....  | 31        |
| <br>  |           |
| 別紙1 用語の定義 (第1条関係)   |           |
| 別紙2 本日程表 (第4条関係)  |           |
| 別紙3 事業者等が付保する保険 (第13条関係)                                      |           |
| 別紙4 サービス対価の金額 (第39条関係)  |           |
| 別紙5 賃金又は物価の変動に基づくサービス対価 (建設業務) の変更 (第40条第1項から第4項関係)           |           |
| 別紙6 主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動に基づくサービス対価 (建設業務) の変更 (第40条第5項関係) |           |
| 別紙7 賃金又は物価の変動に基づくサービス対価 (建設業務) の変更 (第40条第6項関係)                |           |
| 別紙8 法令変更による費用の負担割合 (第64条関係)                                   |           |
| 別紙9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合 (第67条関係)                            |           |

# 鳥城公園石山地区整備及び管理運営事業 PFI実施協定書（案）

## 第1章 総 則

（目的及び用語の定義）

第1条 本協定は、市及び事業者が相互に協力し、本件業務を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 事業者は、PFI対象施設が市民等の利用に供される公の施設として高い公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本件業務が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（本件業務の概要）

第3条 本事業は、次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施にかかる資金調達ならびにこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務により構成される。

(1) 設計業務（事前測量・調査業務、施設整備に伴う各種申請等業務、市が行う交付金申請等の協力業務、基本設計・実施設計業務）

(2) 建設業務（建設業務、備品の調達・設置業務、施設の引渡し業務、その他施設整備業務の実施に伴い必要となる業務）

(3) 工事監理業務

2 本件業務のうち、設計業務についてはPFI設計企業が、建設業務についてはPFI建設企業が、工事監理業務についてはPFI工事監理企業が、それぞれ実施するものとする。

3 事業者は、本協定及び本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務を遂行しなければならない。

（本事業の日程）

第4条 事業者は、別紙2の本日程表に定める日程に従って、本件業務を実施する。

2 事業者は、本日程表に定める各本件業務の開始予定日に各本件業務を開始できないと認めるとき又は各本引渡予定日に各PFI対象施設を市に引き渡すことができないと認めるときは、各本件業務の開始予定日又は各本引渡予定日の30日前までに、その理由及び事業者の対応の計画を書面により市に通知しなければならない。

3 事業者は、本日程表に定める各本件業務の開始予定日に各本件業務を開始できない場合及び各本引渡予定日に各PFI対象施設を引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(費用負担及び本件業務の資金調達)

第5条 本件業務の実施に関する一切の費用は、本協定に特段の規定がある場合を除き、全て事業者が負担する。本件業務に関する事業者の資金調達は、全て事業者の責任において行う。

- 2 事業者が本件業務を実施するにあたり、国又は地方公共団体等が実施する法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を事業者が受けることができるよう協力する。
- 3 事業者は、市の要請に基づき、市が行う国庫補助金及び交付金関連資料作成等その他必要な資料作成について協力する。かかる業務に要する費用は事業者の負担とする。

(第三者の使用)

第6条 事業者は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、各本件業務を、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

- 2 事業者は、前項により各本件業務を委託し又は請け負った第三者が、さらに各本件業務の一部を別の第三者に委託し又は請け負わせたときは（以下当該第三者を「下請負人」という。）、当該下請負人の名称その他必要な事項を市に通知しなければならない。
- 3 事業者は、特別の事情があると市が認めた場合を除き、社会保険等未加入建設業者に建設業務を委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 事業者による第三者への業務の委託及び請負（下請負人への委託及び請負を含む。）は、全て事業者の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(許認可、届出等)

第7条 事業者による本件業務の実施その他本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本件業務の実施その他本協定上の義務を履行するために必要な一切の届出・各種申請についても同様とし、事業者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りでない。

- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、市に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 市は、事業者が要請した場合には、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供等その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。
- 4 事業者は、市が要請した場合には、市による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供等その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。
- 5 事業者は、事業者が取得すべき許認可の取得又は届出の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、市が当該増加費用又は損害を負担し、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第9章又は第10章の規定に従う。

(第三者に生じた損害)

第8条 事業者が各本件業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本協定に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がこれを負担する。

2 事業者による各本件業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第10章の規定に従う。

(契約の保証)

第9条 事業者は、本協定の締結日までに、本件業務の履行を保証するため、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本協定による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本協定による債務の不履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本協定による債務の不履行による生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 事業者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、サービス対価の合計金額の100分の10以上としなければならない。

4 事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第58条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 第1項の保証に関してサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス対価の100分の10に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 市は、本件業務が完了したときは、第1項に基づき納付された契約保証金を事業者に還付するものとする。また、本協定が本件業務の完了前に終了又は解除された場合において、第17条に基づき、事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他

の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）の撤去、事業対象地の原状修復及び当該事業対象地の市への引渡しの全てが完了したときは、市は、第1項に基づき納付された契約保証金（契約解除等に伴い違約金として契約保証金を充当している場合、その額を控除した額）を事業者に返還するものとする。

- 8 前項の規定により還付する契約保証金には、利息を付さない。
- 9 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（解釈及び適用）

- 第10条 市と事業者は、本協定と共に、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。
- 2 本協定と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本協定、基本協定、募集要項等、本件提案の順にその解釈が優先する。
  - 3 前項の規定にかかわらず、本件提案と要求水準書の内容に差異があり、本件提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された要求される性能又は水準を上回るときは、その限度で本件提案の記載が要求水準書の記載に優先する。

（責任の負担）

- 第11条 事業者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本件業務の履行に関する一切の責任を負う。
- 2 事業者を構成する各構成団体（代表団体を含む）は、本件業務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとする。また、本契約で規定する各本件業務を担当する構成団体による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、他の構成団体（代表団体を含む）が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。
  - 3 本協定に別段の定めがある場合を除き、事業者による本件業務の履行に関する市による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会い又は事業者から市に対する報告、通知もしくは説明等を理由として、事業者はいかなる本協定上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会い又は報告、通知もしくは説明等を理由として、市は何ら責任を負担しない。

（臨機の措置）

- 第12条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ市の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。
  - 3 市は、災害防止その他本件業務に関して特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市と事業者で協議の上、合理的な範囲で市が負担する。

(保険の付保等)

第13条 事業者は、本件業務の実施に関し、別紙3に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。

- 2 事業者は、前項により加入した保険の保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、加入後速やかに市に呈示し、その原本証明付き写しを市に提出しなければならない。

(要求水準の変更等)

第14条 市は、本件業務に関する要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について協議を行った上で変更するものとする。

- 2 本件業務について増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）及び②募集要項等の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）を含む。）により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する（サービス対価の改定による場合を含む。）。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

- 3 本協定に基づき事業者に生じた増加費用又は損害を市が負担する場合、当該増加費用又は、損害の帰責事由等にかかわらず、当該増加費用又は損害には、事業者（本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合における当該第三者を含む。）の逸失利益を含まないものとする。

(モニタリングの実施)

第15条 市は、事業者による本件業務の実施状況について、第21条、第27条、第37条その他の規定による市の確認及びこれに関連する市への報告等に基づき、モニタリングを実施するものとする。

- 2 市は、モニタリングの実施を理由として本件業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

## 第2章 事業対象地の使用

(事業対象地の使用)

第16条 事業者は、事業対象地において、本協定及び本事業関連書類に従い、本件業務を実施する。

- 2 本件業務において使用する範囲の事業対象地の管理は、事業者が善良なる管理者の注意義務をもってこれを行うものとし、事業者は、本協定において許容されている場合を除き、第三者に事業対象地を使用又は収益させてはならない。
- 3 事業者は、事業期間において、各本件業務の履行に必要な限度で、事業対象地を使用することができる。
- 4 事業者は、前項に基づく事業対象地の利用に関して、使用料又は地代等を支払うことを要しない。

(契約終了時の取扱い)

第17条 本協定の終了又はPFI対象施設もしくはその出来形の市への引渡しにより事業対象地の全部又は一部が不用となった場合において、当該不用となった事業対象地に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去（当該物件の滅失登記を含む。）するとともに、当該事業対象地を原状に修復し、市に明け渡さなければならない。

(事業対象地等の契約不適合責任)

第18条 市は、本件業務において使用する範囲の事業対象地を現状にて事業者に引き渡す義務を負う他、事業対象地に関する一切の契約不適合責任を負担しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業対象地に関して、埋蔵文化財、地中埋設物、土壤汚染等の事業対象地の瑕疵で募集要項等から合理的に推測し得ないものに起因して事業者に直接生じた合理的な増加費用は市が負担する。

## 第3章 設計業務

(事前測量・調査業務)

第19条 事業者は、本事業関連書類に従い、事前調査計画書に基づき、本件業務に関して必要となる測量及び各種調査を実施するとともに、関係機関との調整を行う。

- 2 事業者は、前項の各種調査等を開始する前に、当該各種調査等に関する事前調査計画書を作成して市に提出しなければならない。市は、事前調査計画書の内容を確認の上、疑義等があれば事業者に連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。事前調査計画書を変更する場合も同様とする。
- 3 事業者は、第1項の各種調査等を実施した都度、調査日時・場所・調査結果等を記載した調査業務報告書を作成して市に提出しなければならない。市は、調査業務報告書の内容を確認の上、疑義等があれば事業者に連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求め

ことができる。

- 4 事業者は、第1項の測量及び各種調査並びにこれらの結果について、一切の責任及び費用を負担するものとする。
- 5 事業者の事前調査の誤り又は過失に起因して、市又は事業者に損害、損失又は費用の増加が生じた場合には、当該損害、損失又は増加費用は、事業者が負担するものとする。

#### (設計業務の実施)

- 第20条 事業者は、本協定及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、設計業務を行うものとし、設計業務に関する一切の責任を負担する。市は、本協定に基づき、事業者に対し、当該設計業務の履行の対価としてサービス対価（設計業務）を支払う。
- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、設計業務にかかる業務体制（設計責任者及びその他法令等上要求される有資格者等を含む。）を定め、次項の設計業務計画書の内容に含めて市に提出しなければならない。業務体制に変更が生じた場合も同様とする。
  - 3 事業者は、設計業務の着手前に、本事業関連書類に従い、設計業務計画書を作成して市に提出し、市の承諾を得なければならない。市は、設計業務計画書の内容を確認の上、疑義等があれば事業者に連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。設計業務計画書提出後14日以内に市から連絡がない場合は、市の承諾を得たものとみなす。設計業務計画書を変更する場合も同様とする。

#### (設計業務の進捗状況の確認)

- 第21条 事業者は、市に対し、定期的に設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。
- 2 市は、設計業務の進捗状況その他について、事業者に事前に通知した上で、随時、事業者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。
  - 3 事業者は、前項に定める設計業務の進捗状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行わなければならない。
  - 4 市は、前各項に基づき事業者から説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

#### (基本設計図書及び実施設計図書の提出)

- 第22条 事業者は、本事業関連書類に従い、PFI対象施設に係る基本設計の完了後速やかに、PFI対象施設に係る基本設計図書を市に提出する。市は、提出後14日以内に基本設計図書の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、PFI対象施設に係る実施設計の完了後速やかに、PFI対象施設に係る実施設計図書を市に提出する。市は、提出後14日以内に実施設計図書を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
  - 3 市は、前各項に基づき事業者より提出された設計図書が本事業関連書類の内容を逸脱し

ていると判断する場合、事業者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。事業者は、市からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

- 4 事業者は、第1項及び第2項の市の確認を受け、PFI対象施設に係る設計業務が完了した場合は速やかに、PFI対象施設に係る委託業務完了通知書を市に提出する。
- 5 設計業務に関して遅延が生じ、市又は事業者が増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
  - (1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②募集要項等の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び③市による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）により、設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用もしくは損害が発生した場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
  - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
  - (3) 法令等の変更又は不可抗力によりPFI対象施設の設計に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

（募集要項等又は実施設計図書の変更）

第23条 市は、必要があると認めるときは、募集要項等又は実施設計図書の変更内容を事業者に通知して、募集要項等を変更し又は実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは工期もしくはサービス対価の額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第4章 建設業務

（建設業務の実施）

- 第24条 事業者は、本協定及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、建設業務を行うものとし、建設業務に関する一切の責任を負担する。市は、本協定に基づき、事業者に対し、当該建設業務の履行の対価としてサービス対価（建設業務）を支払う。
- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、建設業務の業務体制（主任技術者及びその他法令等上要求される有資格者等を含む。）を定め、次条第1項の建設業務計画書の内容に含めて市に提出しなければならない。業務体制に変更が生じた場合も同様とする。
  - 3 PFI対象施設の建設方法その他本工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは事業者がその責任においてこれを定める。
  - 4 本工事に遅延が生じ、市又は事業者が増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の

各号記載のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②募集要項等の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、及び③市による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）により、本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用もしくは損害が発生した場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間、本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由（必要な関係機関との協議に起因する遅延を含むがこれに限られない。）により増加費用又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により本工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

（建設業務計画書及び工程表の提出等）

第25条 事業者は、本工事に着手する前に、本事業関連書類に従い、PFI 対象施設に係る建設業務計画書を作成して市に提出し、市の承諾を得なければならない。市は、建設業務計画書の内容を確認の上、疑義等があれば事業者に連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。建設業務計画書提出後 14 日以内に市から連絡がない場合は、市の承諾を得たものとみなす。建設業務計画書を変更する場合も同様とする。

- 2 事業者は、本工事の実施中、市と協議して定める期限までに月間工程表及び週間工程表を作成し、市に提出しなければならない。市は、月間工程表及び週間工程表の内容を確認の上、疑義等があれば事業者に連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。
- 3 事業者は、本工事の実施中、常に工事記録を整備するとともに、市の監査等に関わる検査等の資料作成に協力しなければならない。

（近隣対応・対策業務）

第26条 事業者は、本事業関連書類に従い、本工事が周辺環境に与える影響等を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施しなければならない。

- 2 事業者は、前項の近隣対応について、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告しなければならない。
- 3 前項の近隣対応の結果、本工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、市及び事業者は、協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
- 4 第1項の近隣対応の結果、事業者が生じた費用及び損害（前項に基づき本引渡予定日が変更されたことによる増加費用及び損害も含む。）は、事業者がこれを負担する。
- 5 前項の規定にかかわらず、本事業を実施すること自体に対する地域住民等の反対運動又は訴訟等に対する対応は、市が行う。かかる地域住民等の反対運動もしくは訴訟等又は市が行う業務による周辺環境の悪化等に起因して本工事に遅延が発生することが見込

まれる場合、市は、事業者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。また、かかる地域住民等の反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、市がこれを負担する。

(市による説明要求及び建設現場立会い)

第27条 市は、本工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、市の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。

2 市は、本工事開始前及び本工事の実施中、随時、事業者に対して質問をし、本工事について説明を求めることができる。事業者は、市からかかる質問を受領した後速やかに、市に対して回答を行わなければならない。市は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合には、事業者との間でこれを協議することができる。

3 市は、事業者が行う工程会議に参加することができるとともに、事業者に対する事前の通知を行うことなく随時、本工事に立ち会うことができる。

4 前3項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、市が、PFI対象施設の施工状況が本事業関連書類又は設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

5 事業者は、工事監理者が求めるPFI対象施設の検査又は試験の内容を、市に対して事前に通知する。市は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。

6 市は、本条に基づく協議、説明要求、本工事への立会い等を理由として、PFI対象施設の設計及び施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本協定上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

(工期の変更)

第28条 市が事業者に対して本工事にかかる工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の可否を定める。

2 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、市は、事業者との協議により、当該変更の可否を定める。ただし、市と事業者との間の協議が調わない場合、市は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

(工期の変更による費用負担)

第29条 市の責めに帰すべき事由により本工事にかかる工期又は工程を変更したときは、市は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

2 事業者の責めに帰すべき事由により本工事にかかる工期又は工程を変更したときは、事業者は、当該変更に伴い市に発生した増加費用又は損害を負担する。

3 法令等の変更又は不可抗力により発生した本工事にかかる工期又は工程の変更による増加費用もしくは損害又はサービス対価の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

4 前各項の規定にかかわらず、本事業に関して市が実施する直営工事が遅延したことにより、本工事の開始その他本事業のスケジュールに遅延が生じた場合であっても、事業者は

一切責任を負わないものとし、また、当該遅延に関して市は事業者に一切の補償その他の支払いを行わないものとする。

(工事の中止等)

第30条 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して、本工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、市は、事業者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

2 市は、前項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認められたときには、本引渡予定日を変更することができる。

3 市は、第1項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止又はその続行に起因して事業者が生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、本工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第9章又は第10章の規定に従う。

(事業者による自主検査及び完成検査)

第31条 事業者は、本事業関連書類に従い、PFI対象施設（事業者により設置された機器、器具及び備品等を含む。以下同じ。）について、自主検査を実施し、その結果を確認した上で、完成検査を行う。

2 事業者は、前項の自主検査として、PFI対象施設の出来形、品質、性能その他本事業関連書類に適合していることを確認するとともに、必要に応じて機器、器具及び備品等の試運転その他必要な検査を実施するものとする。

3 事業者は、各PFI対象施設に係る完成検査の日程を、事前に市に通知しなければならない。

4 市は、PFI対象施設に係る完成検査に立ち会うことができる。ただし、市はかかる立会いの実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。

5 事業者は、PFI対象施設に係る完成検査の結果を、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて、市に報告しなければならない。

6 事業者は、本事業関連書類に従い、市による引渡し検査の前に、各PFI対象施設の完成図書を市に提出しなければならない。

(引渡し検査)

第32条 市は、前条に基づく事業者によるPFI対象施設に係る完成検査の終了後速やかに、各PFI対象施設に係る引渡し検査を行う。事業者は、市による引渡し検査に立ち会うとともに、市に協力する。

2 前項の引渡し検査の結果、各PFI対象施設が本事業関連書類の内容に適合していないことが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わ

なければならない。

- 3 事業者は、前項に基づき是正を行ったときは、当該是正部分について再度市による完成検査を受けなければならない。
- 4 市は、引渡し検査の結果、各PFI対象施設が本事業関連書類の内容を満たしていると判断した場合には、事業者に対して遅滞なく各PFI対象施設に係る引渡し検査が完了した旨を通知する。
- 5 市は、前項の通知を理由として、各PFI対象施設の設計又は施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これを理由として、本協定上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。事業者は、前項の通知の交付を理由として、各PFI対象施設について契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶もしくは留保することはできない。

(PFI対象施設の引渡し)

第33条 事業者は、市から前条第4項のPFI対象施設に係る通知を受領した後、受渡書を交付してPFI対象施設を市に引渡し、PFI対象施設の所有権を市に取得させる。事業者は、PFI対象施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。

- 2 事業者は、市がPFI対象施設に係る不動産登記を行う場合において市が要請したときは、必要な書類作成その他の協力を行う。

(建設業務完了時の市に対する届出)

第34条 事業者は、PFI対象施設の建設工事完了時に、工事記録写真、出来高管理資料、品質管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を市に提出しなければならない。

(PFI対象施設の引渡し遅延による費用負担)

第35条 市の責めに帰すべき事由により、PFI対象施設の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に起因して事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、PFI対象施設の引渡しがPFI対象施設に係る本引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延に起因して市が負担した増加費用又は損害を負担する他、PFI対象施設に係る本引渡予定日の翌日（当日を含む。）から実際にPFI対象施設が引き渡された日（当日を含む。）までの期間（両端日を含む。）に応じ、サービス対価の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に本引渡予定日における第76条に定める延滞利息の率を乗じることにより日割計算にて計算した額を違約金として市に支払う。この場合において、市に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、事業者は、当該違約金を超える損害額を市に支払わなければならない。
- 3 第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金及び損害賠償請求権にかかる金額に充当することができ、また、事業者に対する債務（サービス対価を含むがこれに限られな

い。)と、前項の違約金及び損害賠償請求権にかかる金額とを、対当額で相殺することができる。

- 4 法令等の変更又は不可抗力により、PFI対象施設の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第9章又は第10章の規定に従う。

(契約不適合責任)

第36条 市は、PFI対象施設が本協定及び本事業関連書類の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合、事業者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その契約不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) PFI対象施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合の他、市が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 市は、引き渡されたPFI対象施設に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 4 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 5 市が第3項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この項及び第8項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 6 市は、第3項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 7 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。

- 8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 9 市は、PFI対象施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第3項の規定

にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 10 引き渡されたPFI対象施設の契約不適合が支給材料の性質又は市の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 11 PFI対象施設に契約不適合がある場合、市は事業者に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

## 第5章 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第37条 事業者は、本協定及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、工事監理業務を行うものとし、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。市は、本協定に基づき、事業者に対し、当該工事監理業務の履行の対価としてサービス対価（工事監理業務）を支払う。

[2 事業者は、工事監理業務を、PFI工事監理企業をして実施させる。]【注：PFI工事監理企業が構成団体になる場合は削除します。】

3 事業者は、PFI対象施設の工事に係る工事監理業務の開始前に、工事監理責任者を設置しなければならない。

(工事監理業務計画書及び業務完了報告書等の提出)

第38条 事業者は、本工事に着手する2週間前までに、本事業関連書類の定めるところに従い、工事監理業務計画書を作成して市に提出し、市の承諾を得なければならない。市は、工事監理業務計画書の内容を確認の上、疑義等があれば事業者に連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。工事監理業務計画書提出後14日以内に市から連絡がない場合は、市の承諾を得たものとみなす。工事監理業務計画書を変更する場合も同様とする。

- 2 事業者は、工事監理業務の実施中、定期的に、本事業関連書類に従い、工事監理業務の状況について、工事監理報告書（月報）にて毎月市に報告しなければならない。また、市が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じるものとする。
- 3 事業者は、本事業関連書類に従い、工事検査後に業務完了報告書を作成し、市に提出するものとする。

## 第6章 サービス対価

(サービス対価の支払)

第39条 事業者は、第32条の引渡し検査に合格し、第33条に基づきPFI対象施設を市に引

渡したときは、別紙4に記載のサービス対価の支払を請求することができる。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内にサービス対価を支払わなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更)

第40条 市又は事業者は、事業期間内で本協定の締結日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価（建設業務）が不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価（建設業務）の額の変更を請求することができる。

- 2 市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（サービス対価（建設業務）から当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価（建設業務）を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、サービス対価（建設業務）の変更に応じなければならない。詳細は別紙5による。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定によりサービス対価（建設業務）の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「本協定の締結日」とあるのは、「直前のサービス対価（建設業務）変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価（建設業務）が不相当となったときは、市又は事業者は、第1項から前項の規定による他、サービス対価（建設業務）の変更を請求することができる。詳細は別紙6による。

- 6 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価（建設業務）が著しく不相当となったときは、市又は事業者は、第1項から前項の規定にかかわらず、サービス対価（建設業務）の変更を請求することができる。詳細は別紙7による。

- 7 第5項又は前項の場合において、サービス対価（建設業務）の変更額については、市と事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市が第1項、第5項、又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(前金払)

第41条 事業者は、保証事業会社と、本協定記載の工事完成の時期を保証期限とする公共

工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託してその保証証書記載の保証金額の範囲内において、建設業務に係る前払金として、サービス対価（建設業務）の額に10分の4以内の額を乗じて得た金額を、当該債務負担行為等の各年度の出来高予定額に対応する金額に区分した額のうち、当該年度分の額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 事業者は、保証事業会社と、本協定記載の設計業務の履行期限を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託してその保証証書記載の保証金額の範囲内において、設計業務に係る前払金として、サービス対価（設計業務）の額に10分の4以内の額を乗じて得た金額を、当該債務負担行為等の各年度の出来高予定額に対応する金額に区分した額のうち、当該年度分の額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払いを請求することができる。ただし、令和8年度については、設計業務に係る前払金の支払いを請求することができない。
- 3 市は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 事業者は、サービス対価（設計業務又は建設業務）が著しく増額された場合においては、その増額後のサービス対価（設計業務又は建設業務）の額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。この場合において、当該増額分に係る前払金は各年度の出来高予定額に対応する金額に区分して支払うものとし、前項の規定を準用する。
- 5 事業者は、サービス対価（設計業務又は建設業務）が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後のサービス対価（設計業務又は建設業務）の額の10分の5（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、事業者は、サービス対価（設計業務又は建設業務）が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第44条の規定による支払いをしようとするときは、市は、その支払い額の中からその超過額を控除することができる。
- 6 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらにサービス対価（設計業務又は建設業務）を増額した場合において、増額後のサービス対価（設計業務又は建設業務）の額が減額前のサービス対価（設計業務又は建設業務）の額以上の額であるときは、事業者は、その超過額を返還しないものとし、増額後のサービス対価（設計業務又は建設業務）の額が減額前のサービス対価（設計業務又は建設業務）の額未満の額であるときは、事業者は、受領済みの前払金の額からその増額後のサービス対価（設計業務又は建設業務）の額の10分の5（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。
- 7 市は、事業者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財

務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第42条 事業者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

2 事業者は、前項に定める場合の他、サービス対価（設計業務又は建設業務）が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。ただし、前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないものとする。

3 事業者は、前払金額の変更を伴わない工期又は設計業務の履行期間の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第43条 事業者は、前払金を建設業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超えない額については、本工事の現場管理費及び一般管理費等のうち本工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

2 事業者は、設計業務の履行に必要な人件費、外注費、調査費、打合せ費、諸経費その他当該設計業務の履行に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第44条 事業者は、設計業務の履行完了前に、設計業務に係る成果物の出来形部分に相応するサービス対価（設計業務）相当額の10分の9以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）について、第3項から第8項に定めるところにより事業全体で3回まで部分払を請求することができる。ただし、この請求は、設計業務の履行期間に係る各事業年度において2回以内とする。

2 事業者は、建設業務に係る工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（募集要項等及び実施設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応するサービス対価（建設業務）相当額の10分の9以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）について、次項から第8項に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、建設業務の工期に係る各事業年度において1回以内とする。

3 事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料もしくは製造工場等にある工場製品の確認を市に請求

しなければならない。

- 4 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、事業者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を事業者へ通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者へ通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 6 事業者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 第1項の場合において、第6項の規定により設計業務に係る部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「サービス対価額（設計業務）相当額」とあるのは「サービス対価（設計業務）相当額から既に部分払の対象となったサービス対価（設計業務）相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 第1項の場合において、事業者が既に前金払によりサービス対価（設計業務）の一部の前払を受けているときは、同項の規定により請求をすることができる額は、次の算式により算定して得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
  - (1) 部分払がまだ一度もなされていない場合  
サービス対価（設計業務）相当額 × ((9/10) - (前払金額/サービス対価（設計業務）の額))
  - (2) 部分払が既になされている場合  
(サービス対価（設計業務）相当額 - 既に部分払の対象となったサービス対価（設計業務）相当額) × ((9/10) - (前払金額/サービス対価額（設計業務）の額))
- 9 第2項の場合において、事業者が既に前金払によりサービス対価（建設業務）の一部の前払を受けているときは、同項の規定により請求をすることができる額は、次の算式により算定して得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
  - (1) 部分払がまだ一度もなされていない場合  
サービス対価（建設業務）相当額 × ((9/10) - (前払金額/サービス対価（建設業務）の額))
  - (2) 部分払が既になされている場合  
(サービス対価（建設業務）相当額 - 既に部分払の対象となったサービス対価（建設業務）相当額) × ((9/10) - (前払金額/サービス対価額（建設業務）の額))

（債務負担行為に係る契約の特則）

第45条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度

円

令和9年度 円

令和10年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和8年度 円

令和9年度 円

令和10年度 円

3 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第46条 設計業務及び建設業務に関して、債務負担行為に係る契約の前金払については、第41条第1項中「本協定記載の工事完成の時期」とあるのは「本協定記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」とし、同条第2項中「本協定記載の設計業務の履行期限」とあるのは「本協定記載の設計業務の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」とし、同条及び第42条中「サービス対価（設計業務又は建設業務）」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第44条第1項のサービス対価（設計業務）相当額又は第44条第2項のサービス対価（建設業務）相当額（以下この条において「サービス対価相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本協定を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定により準用される第41条第1項又は第2項の規定にかかわらず、事業者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定により準用される第41条第1項又は第2項の規定にかかわらず、事業者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末におけるサービス対価相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第41条第1項又は第2項の規定にかかわらず、事業者は、サービス対価相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末におけるサービス対価相当額が前会計年度までの出

来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。

- 6 前各項の規定にかかわらず、設計業務に係る前払金については、令和8年度はその支払いを請求することができない。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第47条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末におけるサービス対価（設計業務）相当額及びサービス対価（建設業務）相当額の合計額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、事業者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 建設業務に係る前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第44条第9項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{部分払金の額} \leq \text{サービス対価相当額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額} \\ & - (\text{サービス対価相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \\ & \times \text{当該会計年度の前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

(第三者による代理受領)

第48条 事業者は、市の承諾を得てサービス対価の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 市は、前項の規定により事業者が第三者を代理人とした場合において、事業者の提出する支払請求書に当該第三者が事業者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第39条又は第41条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第49条 事業者は、市が第41条又は第44条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、事業者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により事業者が建設業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期もしくはサービス対価額を変更し、又は事業者が工事の続行に備え工事現場を維持もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としもしくは事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第7章 契約の解除

(市の任意解除権)

第50条 市は、本件業務が完了するまでの間は、次条又は第52条の規定による他、必要が

あるときは、本協定を解除することができる。

- 2 市は、前項の規定により本協定を解除した場合において、事業者が損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(市の催告による解除権)

第51条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 工期内に本件業務の履行を完了しないとき又は工期経過後相当の期間内に本件業務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 建設業法に基づき必要とされる監理技術者又は専任の主任技術者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第36条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 本協定に係る仮契約を締結した後、本契約としての効力を生じるまでの間に契約を締結することが適切でない事情が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合の他、本協定に違反したとき。

(市の催告によらない解除権)

第52条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 第62条の規定に違反してサービス対価債権を譲渡したとき。
- (2) 本協定の目的物であるPFI対象施設を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 事業者が本協定の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 本協定の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合の他、事業者がその債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下

「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にサービス対価債権を譲渡したとき。

- (9) 第54条又は第55条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
- (10) 基本協定第20条第3項の規定により基本協定が解除されたとき。
- (11) 事業者(事業者が複数の企業その他の団体で構成されているときは、その構成団体のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
  - ク 本協定の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条各号又は前条各号に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(事業者の催告による解除権)

第54条 事業者は、市が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微である

ときは、この限りでない。

(事業者の催告によらない解除権)

第55条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 第23条の規定により募集要項等又は実施設計図書を変更したため、サービス対価額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第30条の規定による本工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が本工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第56条 第54条又は前条各号に定める場合が事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、事業者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第57条 市は、本協定が本件業務の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応するサービス対価を事業者を支払わなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、本協定の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（本協定の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応するサービス対価額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、事業者は、解除が第51条、第52条、又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率の割合で計算した額を、解除が第50条、第54条又は第55条の規定によるときにあっては、その余剰額を市に返還しなければならない。
- 4 事業者は、本協定が本件業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が事業者の故意もしくは過失により滅失もしくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、もしくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 事業者は、本協定が本件業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が事業者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、もしくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 事業者は、本協定が本件業務の完了前に解除された場合において、事業対象地等に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業対象地等を修復し、取片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業対象地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、事業対象地等を修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処分又は修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、本協定の解除が第51条、第52条又は次条第3項の規定によるときは市が定め、第50条、第54条又は第55条の規定によるときは事業者が市の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が事業者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 前各項の規定にかかわらず、本件業務の完了後に本協定が解除された場合（本協定に基づき市に引渡し済みのPFI対象施設がある場合を含む。）は、当該本件業務の完了部分について解除に伴い生じる事項の処理については市及び事業者が民法の規定に従って協議して定める。

（市の損害賠償請求等）

第58条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に本件業務を完了することができないとき。
  - (2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第51条又は第52条の規定により、本件業務の完了後に本協定が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、事業者は、サービス対価額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第51条又は第52条の規定により、本件業務の完了前に本協定が解除されたとき。
  - (2) 本件業務の完了前に、事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者が本協定を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本協定及び取引上の社会通念に照らして事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、市が損害の賠償を請求する場合の請求額は、サービス対価額から部分引渡しを受けた部分に相応するサービス対価額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 6 第1項の場合（第52条第8号及び第11号の規定により、本協定が解除された場合を除く。）において、第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第59条 事業者は、本協定又は各種契約書に関して、基本協定第7条第1号、第2号もしくは第4号に掲げる事由が生じ、又は基本協定第7条第1号もしくは第2号に係る公正取引委員会の命令に対し、事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第77条の規定により提起した抗告訴訟において、訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したときは、連帯して、提案価格の合計額の100分の20に相当する額を、市が指定する期間内に違約金として市に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、談合その他の不正行為により市に生じた損害の額が前項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき市が事業者に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 事業者が解散しているときは、市は、事業者を構成していた者に対して第1項の規定による違約金の支払を請求することができる。この場合において、当該事業者を構成していた者は、共同連帯して同項の額を市に支払わなければならない。

（事業者の損害賠償請求等）

- 第60条 事業者は、市が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第54条又は第55条の規定により本協定が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不

能であるとき。

- 2 第39条第2項の規定によるサービス対価の支払いが遅れた場合においては、事業者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを市に請求することができる。

## 第8章 表明・保証及び誓約

(事業者による事実の表明・保証)

第61条 事業者は、市に対して、本協定の締結日現在において、次に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。

- (1) 事業者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存続する法人その他団体であり、かつ、自己の財産を所有し、本協定を締結し、及び本協定の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有している。
- (2) 事業者による本協定の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者は、本協定を締結し、履行することにつき、法令等上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手續を履践している。
- (3) 本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令等に違反せず、事業者が当事者であり、事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定もしくは命令の条項に違反しない。
- (4) 本協定は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本協定の規定に従い、事業者に対して執行可能である。

(事業者による誓約)

第62条 事業者は、本協定に基づく全ての債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を市に対して誓約する。

- (1) 本協定及び本事業関連書類を遵守すること。
- (2) 市の事前の承諾なしに、本協定上の地位又は本協定に基づく権利もしくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- (3) 前号に定める他、市の事前の承諾なしに、本事業に関連して事業者が市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又はそれらの契約に基づく権利もしくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。

## 第9章 法令変更

(通知の付与及び協議)

第63条 事業者は、本協定の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。市及び事業者は、当該通知以降、本協定

に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本件業務の内容、本引渡予定日及び本協定の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担又は予定していた支出を要しなくなったことによるサービス対価の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合、市は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用・損害等の扱い)

第64条 法令等の変更により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙8の定めに従う。

- 2 法令等の変更によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、法令等の変更によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス対価から減額することが合理的であると市が判断した場合、当該サービス対価の減額については、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で市がサービス対価の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

(法令変更による解除)

第65条 法令等の変更により、本件業務の継続が不能となった場合又は本件業務の継続に過大な費用を要する場合、市は、事業者と協議を行った上で、本協定を解除することができる。

- 2 前項により本協定が解除される場合においては、第57条の規定を準用する。

## 第10章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第66条 事業者は、不可抗力により、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、市に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、市及び事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本件業務について、本協定に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために、速やかに本件業務の内容、本引渡予定日及び本協定の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担又は予定していた支出を要しなくなったことによるサービス対価の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合、市は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件業務を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害等の扱い)

第67条 不可抗力により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙9の定めに従う。不可抗力により本件業務につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても同様とする。

- 2 不可抗力によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、不可抗力によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス対価から減額することが合理的であると市が判断した場合、当該サービス対価の減額については、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で市がサービス対価の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

(不可抗力による解除)

第68条 不可抗力により、本件業務の継続が不能となった場合又は本件業務の継続に過大な費用を要する場合、市は、事業者と協議を行った上で、本協定を解除することができる。

- 2 前項により本協定が解除される場合においては、第57条の規定を準用する。

## 第11章 その他

(公租公課の負担)

第69条 本協定及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、全て、事業者の負担とする。市は、事業者に対してサービス対価及びこれに対する消費税相当額(消費税及び地方消費税をいう。)を支払う他、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

(設計図書及び完成図書の著作権)

第70条 市は、設計図書、完成図書及び建築著作物としてのPFI対象施設について、市の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 設計図書、完成図書又はPFI対象施設が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。

3 事業者は、市が設計図書、完成図書及びPFI対象施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。

- (1) 設計図書、完成図書及びPFI対象施設の内容を公表すること。
- (2) PFI対象施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- (3) PFI対象施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) PFI対象施設を増築し、改築し、修繕もしくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。ただし、予め市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 第2項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- (2) 設計図書、完成図書又はPFI対象施設の内容を公表すること。
- (3) PFI対象施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害の防止)

第71条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書、完成図書及びPFI対象施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第72条 事業者は、第三者の特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払い及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。ただし、市が指定した工事材料、施工法等で、募集要項等に特許権等の対象であることが明記されておらず、事業者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、市が責任を負担する。

(秘密保持)

第73条 本協定の各当事者は、本事業又は本協定に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報

- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
  - (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
  - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
  - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
  - (6) 市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- 2 本協定の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
  - 3 前項の場合において、本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

(条例等の適用)

- 第74条 市及び事業者は、本協定が、市の定める条例及び規則を含む法令等に従って締結されることを、それぞれ確認する。
- 2 事業者は、自ら及び本事業にかかる業務の一部を請負い又は受託する者をして、法令等を遵守し又は遵守させる。

(請求、通知等の様式その他)

- 第75条 本協定ならびにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 市による事業者に対する前項の通知等は、代表団体又は事業者を構成する各構成団体のいずれに対しても行うことができる。
  - 3 事業者による市に対する第1項の通知等は、代表団体又は事業者を構成する各構成団体のいずれからも行うことができる。
  - 4 市が本協定に基づき事業者に対して金銭その他これに類するものを支払う場合において、その受領者が代表団体以外の構成団体であるとき、又は事業者が本協定に基づき市に対して金銭その他これに類するものを支払う場合において、その支払者が代表団体以外の構成団体であるときは、当該構成団体は、当該支払又は受領ごとに、事前に、当該受領又は支払に係る権限を証するコンソーシアムにおける共同事業体協定書その他市が必要と認める書類を市に提出しなければならない。
  - 5 本協定の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めに従う。
  - 6 本協定における期間の定めについては、本協定に別段の定めがある場合を除き、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
  - 7 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(遅延利息)

第76条 市又は事業者が、本協定に基づき行うべき支払いが遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。

（協議）

第77条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合、市と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。  
2 本協定において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

（準拠法）

第78条 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第79条 本協定に関する紛争（調停を含む。）については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

## 別紙1 用語の定義

(第1条関係)

1. 基本協定  
本事業に関し、市と構成団体との間で令和●年●月●日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。
2. 基本設計図書  
要求水準書において、基本設計完了時に事業者から市に提出することとされている、設計図その他の書類をいう。
3. 建設業務  
本件業務のうちPFI対象施設の建設業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
4. 工事監理業務  
本件業務のうちPFI対象施設の建設工事に係る工事監理業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
5. 構成団体  
本事業の事業者選定手続により優先交渉権者として選定された●●グループを構成する企業その他の団体であって、本協定の当事者となる者をいう。
6. 代表団体  
本事業の事業者選定手続により優先交渉権者として選定された●●グループを構成する企業その他の団体を代表する団体をいう。
7. サービス対価  
サービス対価（設計業務）、サービス対価（建設業務）及びサービス対価（工事監理業務）の総称をいう。
8. サービス対価（設計業務）  
事業者の設計業務の履行に対して市が支払う対価をいい、詳細は別紙4に記載される。
9. サービス対価（建設業務）  
事業者の建設業務の履行に対して市が支払う対価をいい、詳細は別紙4に記載される。
10. サービス対価（工事監理業務）  
事業者の工事監理業務の履行に対して市が支払う対価をいい、詳細は別紙4に記載される。
11. 事業対象地  
本事業の用に供される事業対象地をいい、詳細は要求水準書において特定される。
12. 実施設計図書  
要求水準書において、実施設計完了時に事業者から市に提出することとされている、設計図その他の書類をいう。
13. 社会保険等未加入建設業者

次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

14. 設計業務

本件業務のうちPFI対象施設の設計業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。

15. 設計図書

基本設計図書、実施設計図書及びPFI対象施設についてのその他の設計に関する図書（本協定に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）及び関連する一切の書類の総称をいう。

16. PFI建設企業

構成団体のうち建設業務を実施する者である●●をいう。

17. PFI工事監理企業

[構成団体から工事監理業務を受託する者／構成団体のうち工事監理業務を実施する者]である●●をいう。

18. PFI設計企業

構成団体のうち設計業務を実施する者である●●をいう。

19. PFI対象施設

本事業のうちPFI事業により整備される中エリアの合築施設（公募対象公園施設部分については躯体等のみ）をいい、詳細は募集要項及び本件提案による。

20. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震もしくは疫病等の公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱もしくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。

21. 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導もしくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定もしくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断もしくはその他の措置を総称する。

22. 募集要項等

令和●年●月●日付で公表された烏城公園石山地区整備及び管理運営事業募集要項及びその添付資料ならびにその他本事業の事業者選定手続に関して市が公表し又は提示した資料（その後の変更を含む。）をいう。

23. 本件業務  
設計業務、建設業務及び工事監理業務の総称をいう。
24. 本件提案  
本事業の事業者選定手続により優先交渉権者となった●●グループが市に提出した本事業の実施にかかる本件提案一式、本件提案に関する市からの質問書に対する回答書その他本件提案の説明又は補足として同グループ又は事業者が本協定の締結日までに市に提出して受理されたその他一切の資料をいう。
25. 本工事  
建設業務にかかる工事をいう。
26. 本事業  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、市が特定事業として選定した烏城公園石山地区整備及び管理運営事業をいう。
27. 本事業関連書類  
募集要項等、基本協定及び本件提案の総称をいう。
28. 本協定の締結日  
本協定の仮契約が岡山市議会の議決を経て本契約となった日をいう。
29. 本日程表  
別紙2記載の本事業にかかる日程表をいう。
30. 本引渡予定日  
PFI対象施設の引渡予定日である令和●年●月●日、又は本協定に従い変更されたその他の日をいう。

なお、その他本協定に定義されていない用語は、文脈上別意に解すべき場合を除き、要求水準書において定められた意味を有するものとする。

別紙2 本日程表  
(第4条関係)

【募集要項等及び本件提案に従い作成する。】

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| 1. 本協定の締結日   | 岡山市議会の議決の日       |
| 2. 設計業務の履行期間 | 本協定の締結日～令和●年●月●日 |
| 3. 本工事開始日    | 令和●年●月●日         |
| 4. 本引渡予定日    | 令和●年●月●日         |
| 5. 本協定終了日    | 令和●年●月●日         |

**別紙3 事業者等が付保する保険**  
(第13条関係)

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。また、以下の条件を満足するに足る保証内容が担保される保険であれば、保険の種類・名称にはこだわらない。

- 1) 建設工事保険
  
- 2) 第三者賠償責任保険
  
- 3) 火災保険
  
- 4) その他の保険

別紙4 サービス対価の金額  
(第39条関係)

【募集要項等及び本件提案に従い作成する。】

**別紙5 賃金又は物価の変動に基づくサービス対価（建設業務）の変更**  
(第40条第1項から第4項関係)

1. 第40条第3項における物価指数等

一般財団法人建設物価調査会「建設物価 建築費指数」（岡山市：2015 基準）における「構造物平均（S）」の工事原価の建築費指数を用いる。

2. スライド額の計算式

サービス対価（建設業務）を増額する場合（ $K_0 < K_1$ ）

$$S = P_1 \times \{(K_1 / K_0) - 1\} - P_1 \times 0.015 \quad (\text{万円未満切り捨て})$$

サービス対価（建設業務）を減額する場合（ $K_0 > K_1$ ）

$$S = P_1 \times \{(K_1 / K_0) - 1\} + P_1 \times 0.015 \quad (\text{万円未満切り捨て})$$

S : スライド額（税抜き）

P<sub>1</sub> : 変動前残工事代金額（税抜き）

K<sub>0</sub> : 公告した月の物価指数等

サービス対価（建設業務）変更の請求を再度行った場合は、直前の第40条に基づくサービス対価（建設業務）変更の基準とした日の属する月の物価指数等

K<sub>1</sub> : サービス対価（建設業務）変更の請求があった日から起算して、14日以内で市と事業者が協議をして定める日の属する月の物価指数等。ただし、請求日の属する月の物価指数等を基本とする。

3. 変更後サービス対価（建設業務）の算定

$$\begin{aligned} \text{変更後サービス対価（建設業務）（税込み）} &= \text{変更前サービス対価（建設業務）（税込み）} \\ &+ \text{スライド額（税抜き）} \times (1 + \text{消費税及び地方税率}) \end{aligned}$$

4. サービス対価（建設業務）変更時の設計図書の変更

実施設計完了時の設計図書にかかる第22条第2項における市の確認後に、第40条第1項から第4項によりサービス対価（建設業務）を変更する場合、物価指数等の変動を反映し設計図書を変更する。

**別紙6 主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動に基づく  
サービス対価（建設業務）の変更  
（第40条第5項関係）**

1. 第40条第5項（単品スライド条項）によるサービス対価（建設業務）の変更の請求  
サービス対価（建設業務）の変更は、実施設計完了時の設計図書にかかる第22条第2項における市の確認日から、請求することができる。
  
2. 第40条第5項によるサービス対価（建設業務）の変更額  
サービス対価（建設業務）の変更額は、部分払いを行った出来高部分を除く特定の工事材料にかかる価格（材料価格）と当該工事材料にかかる事業者の購入価格との差額のうち部分払いを行った出来高部分を除くサービス対価（建設業務）の1,000分の10を超えた額を基本に、市と事業者が協議をして定める。なお、材料価格は、実施設計完了時の設計図書（設計図書を変更した場合は、変更後の設計図書）の工事材料の数量及び単価から算出する。
  
3. その他  
第40条第5項の適用にあたって、別紙5に定めがない事項については、「令和4年8月 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について お知らせ（令和4年8月12日 岡山市財政局財務部監理検査課）」に基づく運用とし、市の運用が変更となった場合は、変更後の市の運用に従うこととする。

## 別紙7 賃金又は物価の変動に基づくサービス対価（建設業務）の変更

（第40条第6項関係）

1. 第40条第6項によりサービス対価（建設業務）の変更を請求した場合における、同条第7項による協議に用いる物価指数等

一般財団法人建設物価調査会「建設物価 建築費指数」（岡山市：2015 基準）における「構造物平均（S）」の工事原価の建築費指数を用いる。

2. スライド額の計算式

サービス対価（建設業務）を増額する場合（ $K_0 < K_1$ ）

$$S = P_1 \times \{(K_1 / K_0) - 1\} - P_1 \times 0.01 \quad (\text{万円未満切り捨て})$$

サービス対価（建設業務）を減額する場合（ $K_0 > K_1$ ）

$$S = P_1 \times \{(K_1 / K_0) - 1\} + P_1 \times 0.01 \quad (\text{万円未満切り捨て})$$

S : スライド額（税抜き）

P<sub>1</sub> : 変動前残工事代金額（税抜き）

K<sub>0</sub> : 公告した月の物価指数等

サービス対価（建設業務）変更の請求を再度行った場合は、直前の第40条に基づくサービス対価（建設業務）変更の基準とした日の属する月の物価指数等

K<sub>1</sub> : サービス対価（建設業務）変更の請求があった日から起算して、14日以内で市と事業者が協議をして定める日の属する月の物価指数等。ただし、請求日の属する月の物価指数等を基本とする。

3. 変更後サービス対価（建設業務）の算定

$$\begin{aligned} \text{変更後サービス対価（建設業務）（税込み）} &= \text{変更前サービス対価（建設業務）（税込み）} \\ &+ \text{スライド額（税抜き）} \times (1 + \text{消費税及び地方税率}) \end{aligned}$$

4. サービス対価（建設業務）変更時の設計図書の変更

実施設計完了時の設計図書にかかる第22第2項における市の確認後に、第40条第6項によりサービス対価（建設業務）を変更する場合、物価指数等の変動を反映し設計図書を変更する。

**別紙8 法令変更による費用の負担割合**  
(第64条関係)

|  | 市負担割合 | 事業者負担割合 |
|--|-------|---------|
| ① 本件業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の制定・改正の場合                      | 100%  | 0%      |
| ② 消費税に関する変更<br>(なお、消費税・地方消費税の税率が変更された場合はサービス対価の改定を行う。) | 0%    | 100%    |
| ③ ①及び②以外の法令等の制定・改正の場合                                  | 0%    | 100%    |

なお、①の本件業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、本件業務及び本件業務類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者もしくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

**別紙9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合**  
(第67条関係)

本件業務の実施中に不可抗力が生じ、事業者に損害（ただし、事業者の逸失利益は含まない。以下本別紙9において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、累計で、サービス対価の合計金額相当額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。